

秘密指定解除
公文書監理室

寫

極 秘
無 期 限
9 部 の 内
6 号

連北才 298号

昭和42年3月24日

二の公信の訓令は
始末の事前同省に
事務連絡のしるし 執行
の事なす。

出文韓民間人行政

外 務 大 臣

韓国人遺骨引渡し^{について}

1. 韓国人遺骨の問題に関しては、従来から
屢次にわたる韓国側よりの要請に鑑み
韓関係全般にわたる外交的考慮に基^づ
き、韓国側の希望に沿うよう解決べく鋭
意検討を重ねてきた。

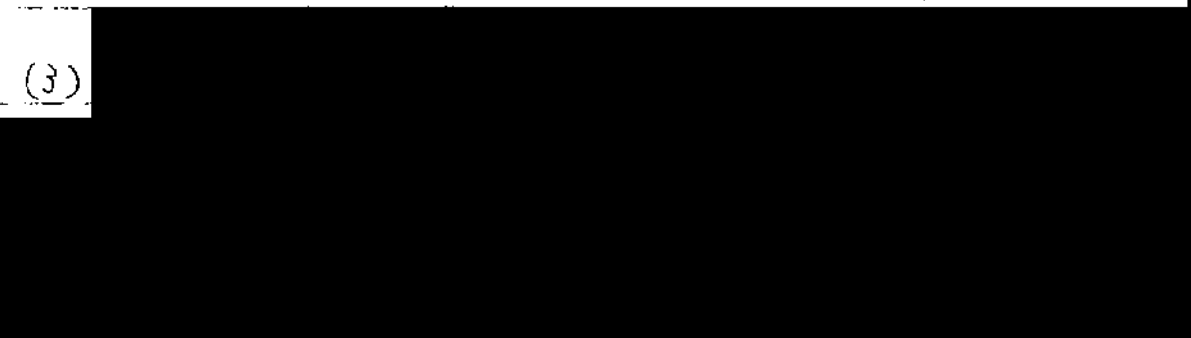
2. 本件に関しては、最近韓国側より提示
のあった縁故者リストその他 韓国政府説明

による縁故者査見の方法、及び、韓国側が
本件遺骨の引渡しを受けた後に、

2. 検討の結果は次のとおりである。

(2) すなわち、大韓民國国民が相続人である
 場合は、その者が当該遺骨に対してもつ
 所有権に基づく返還請求権は、日韓請
 求権協定に基づき制定された「措置法」に
 より消滅している。(この点は、あくまでも
 理論上の問題であって、事実上これらの遺
 骨を相続人に引き渡すとは何ら差支え
 ないばかりか、遺骨の性格上、相続人が
 判明すれば引き渡すべきものと考えている
 とはいうまでもない。)

(3)



(6) よって、わが方としては、本件遺骨のうち、大韓民国国民が相続人であると認められるもの（北鮮出身の469柱を除く1,862柱がこれに該当すると推定されるもの、なお検討を要し。）を韓国政府に引き渡し（引渡しの方法は1月26日付貴信政第486号による）、その他のものについては、たとえわが国内の然るべき場所に安置しておくこととして（この場合にも、「相続人」から正當に返還請求が行なわれたときの又置振りは問題として残る。韓国側の主張するようには、これらを恒久的に埋葬して正當なる相続人の引渡請求にも応じないとしてしまうことは、遺骨という財産の特性からみても重大なる私権の侵害とみなされるべく、

賛成し難いと考へる)。本件解決をはかること
としたい。

2. ついては、上記の諸員お含みの上、貴使
におかれて、適当な時期と然るべき表現に
本件に關するお含み
より、韓国側に対し説明され、韓国政府が
わが方案に同意するならば、わが方としては
直ちに具体的な引渡しの時期、その他につき
協議する用意がある旨申し入れられたい。

この案については、韓国側も直ちに賛意を示す
ことなく、また大統領選挙等々控えた微妙
な国内情勢でもあり、少くとも失望を表示
するものとも考へられるが、当面の解決として
はこれ以外に困難であることを認得して
各協としてわが方の案を呑む可能性もある
かと考へられる次第である。